

◆ 鑑定証取得代行サービス

鑑定とは、その作品の真贋を調べることです。必要に応じた鑑定書を取得することで、資産の有効活用が可能となります。

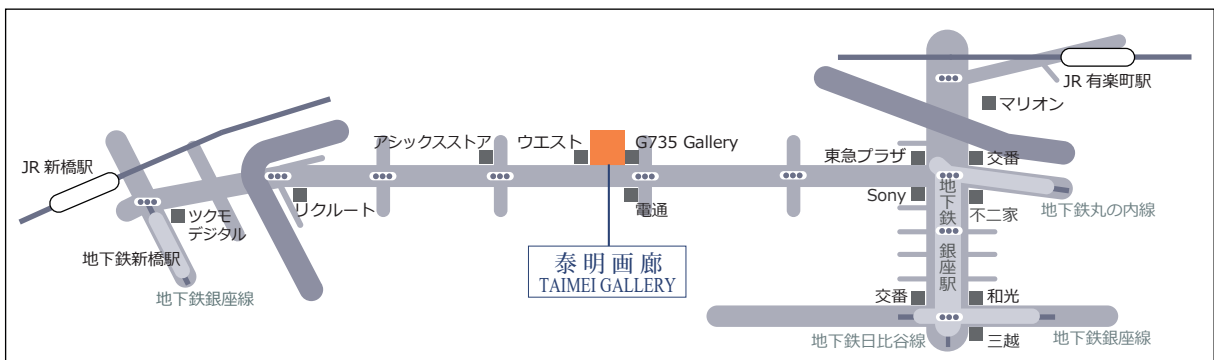
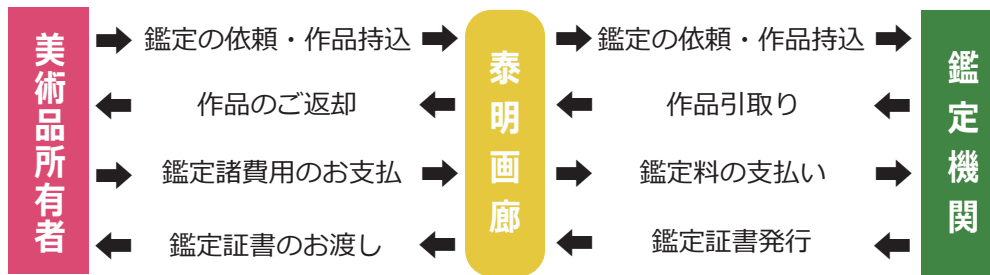
美術品の鑑定は、現在東京美術倶楽部鑑定委員会*1をはじめ、作家の遺族や弟子、又はその作家の関係者が数人集まり鑑定委員会を結成し*2鑑定を行っております。

一般に美術品の鑑定証を取得するには、その作家の鑑定人又は鑑定機関を調べ、作品を直接その機関に預けることで鑑定作業が行われ、鑑定証が発行されます。しかし一法人又は個人でこの作業を行うには、鑑定機関や鑑定日の確認、作品の搬入方法など様々な作業が伴い容易ではありません。

そこで泰明画廊では美術品を所蔵されている法人、個人の鑑定証取得のお手伝いをしております。費用は鑑定機関に支払う鑑定料の他に、手数料及び作品輸送費等を申し受けします。詳細は弊社までご連絡ください。

*1 東京美術倶楽部鑑定委員会では梅原龍三郎・藤田嗣治はじめとする洋画家55名
 奥村土牛・竹久夢二をはじめとする日本画家24名を毎月一回鑑定しています。
 (2005.4.1 現在)

*2 小磯良平鑑定委員会、中川一政の会等があります。



泰明画廊へのお問い合わせ



03-3574-7225



03-3573-5737



〒104-0061 東京都中央区銀座7-3-5
 ヒューリック銀座7丁目ビル 1階



info@taimei-g.com



http://taimei-g.com/

平日 10:00 - 19:00 土曜 10:00 - 17:00
 日曜、祝日、その他指定日(年末年始・お盆休み等) 休廊
 ※展覧会期間中は変更になることがあります。

東京をアートの発信地に!

TAIMEI GALLERY & TOKYO